



# 新・再生エネルギー供給義務化制度指針の改正(案)の行政予告

2021.07.20

## [1] 経過

韓国産業通商資源部は、2021年6月30日に新・再生エネルギー供給義務化制度(RPS制度)の運営に向け必要な細部事項について規定する『新・再生エネルギー供給義務化制度および燃料混合義務化制度の管理・運営指針(以下「本告示」といいます。)』の改正(案)について行政予告しました。

本告示によると、産業通商資源部長官は、3年毎に技術開発の水準、新・再生エネルギーの普及目標、運営実績とその他の状況の変化等を考慮し、供給認証書(Renewable Energy Certificate、以下「REC」といいます。)の加重値を再検討しなければなりません(本告示第7条第1項)。本告示のREC加重値は、2018年6月26日に改正されており、現在はそれから3年が経過したため、産業通商資源部は、REC加重値を再検討するために、本告示の改正に向けた行政手続きを進めています。

本告示改正(案)においては、主要なものとして新・再生エネルギー源別のREC加重値を一部変更し、その他に海上風力および沿岸海上風力の設置基準、海上風力と陸上風力の区分基準、地方自治団体主導型の新・再生エネルギー発電事業(集積化団地)に対する加重値の付与に向けた根拠規定を新設し、小型太陽光固定価格契約の価格決定方法が改正されるなど、多様な変更事項が盛り込まれています。この度のニュースレターにおいては、この中の本告示改正(案)のREC加重値の改正事項について検討していきます。

## [2] 本告示改正(案)のREC加重値の改正事項(本告示指針別表2)

区分	改正前	改正後
太陽光 エネルギー	一般敷地に設置する場合(3000KW超過)	
	0.7	0.8
—	林野に設置する場合	

	0.7	0.5
	<b>建築物等の既存施設物を利用する場合</b>	
	3000KW以下：1.5 3000KW超過：1.0	100KW未満：1.4 100KW以上：1.2
	<b>溜池等の水面に浮遊設置する場合</b>	
	1.5	100KW未満：1.6 100KW～：1.4 3000KW超過～：1.2
	<b>ESS設備(太陽光設備連携)</b>	
	2018～2020/6/30：5.0 2020/7/1～2020/12末：4.0	削除
その他 新・再生エ ネルギー	IGCC、副生ガス、廃棄物エネルギー(非再生廃棄物から生産されたものは除く)、Bio-SRF、黒液：0.25	IGCC、副生ガス除外 廃棄物エネルギー(非再生廃棄物から生産されたものは除く)、Bio-SRF、黒液：0.25
	水力、陸上風力、潮力(防潮堤有り)、その他バイオエネルギー(バイオ重油、バイオガス等)：1.0	潮力(防潮堤有り)、その他のバイオエネルギー(バイオ重油、バイオガス等)：1.0 水力：1.5 陸上風力：1.2
	地熱、潮力(防潮堤無し) - 固定型・変動型：1.0～2.5	地熱、潮力(防潮堤無し)－変動型：1.0～2.5 潮力(防潮堤無し)－固定型：1.75 地熱－固定型：2.0
海 上 風 力		沿岸海上(干潟地および防潮堤内側)新設：2.0
	連携距離5Km以下：2.0	連携距離5Km以下、水深20m以下：2.5
	連携距離5Km超過：10Km以下：2.5	連携距離5Km超過10Km以下、水深20m超過25m以下：2.9
	連携距離10Km超過15Km以下：3.0	連携距離10Km超過15Km以下、水深25m超過30m以下：3.3
	連携距離15Km超過：3.5	連携距離15Km超過、水深30m超過：3.7
	ESS設備(風力設備連携) 2018～2020/6/30：4.5 2020/7/1～2020/12末：4.0	削除

### [3] 今後の計画

産業通商資源部は、2021年7月6日、上記REC加重値の改正に関連する公聴会を予定しており、2021年7月20日までに、本告示改正(案)に対する意見の取り纏めを行っています。上記のような意見取り纏めの手続きを終えた後、本告示

におけるREC加重値改正案が確定されるものと思われます。本告示改正(案)が確定となり、REC加重値が変更されると、今後3年間に亘り、新・再生エネルギー発電源別に事業性に対して相当な影響を及ぼすため、これにつき、引き続き注視していく必要があります。追って、本告示改正(案)に関して変更事項があれば、その都度アップデートしてご案内させていただきます。

法務法人(有)世宗のエネルギーチームは、新・再生エネルギー発電事業に関し独歩的な経験とアドバイス実績を有しており、新・再生エネルギーの法令および制度、新・再生エネルギー発電所の建設および運営等の新・再生エネルギー関連の多様な助言等をご提供しております。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

※ 法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

## Key Contacts

### Yoon-Hee Kim

Partner

+82-2-316-4025

yhekim@shinkim.com

### Sang-Hyun Lee

Partner

+82-2-316-4068

shlee@shinkim.com

### Su-Yong Jung

Partner

+82-2-316-4345

syjung@shinkim.com

### Jae Wook Ryu

Partner

+82-2-316-1635

jwryu@shinkim.com